

令和6年度 第21回庁議要旨

日時：令和7年1月28日（火）

午前9時30分～午前10時30分

会場：庁議室

[審議事項]

1 組織の見直しについて（総務部）

東日本大震災の最大の被災地である本市は、防潮堤や高盛土道路の整備をはじめとする復興まちづくりを成し遂げ、防災力が大きく向上した一方、震災から13年の月日が経過したことで、震災の記憶や経験の風化が進んでいる。

また、近年は地球温暖化の影響による自然災害の多発化、激甚化が顕著となっており、切迫性が高まっていると言われる日本海溝・千島海溝における巨大地震等への備えや、再稼働した女川原子力発電所2号機に対する住民不安の解消、少子高齢化に対応した消防団組織の再編など、危機管理に対する更なる対応が求められている。

このような中、国では、防災業務の企画立案機能等を抜本的に強化するとして、平時から不断に万全の備えを行うための防災庁の設置に向け準備を進めている。

東日本大震災の最大の被災地として、自助・共助・公助の取組による「災害に強い、市民が安全で安心して暮らせるまちづくり」を更に推進するため「危機管理」に特化した組織再編を行い、持続可能な組織体制を構築するもの。

(1) 主な内容

新たに危機管理部を設置し、3課を配置する。

(2) 今後の予定

令和7年2月 市議会第1回定例会に石巻市組織条例の一部改正について提案

3月 組織見直しに伴う関係例規の改正（施行予定年月日：令和7年4月1日）

2 石巻市職員定員適正化計画の策定について（総務部）

令和2年11月、復興期間終了後の適正な職員数による効率的・効果的な行財政運営により、将来的な人件費負担とならないよう、石巻市職員定員適正化計画【令和2年度～令和6年度】を策定し職員の削減に努めてきたが、令和6年度をもって現計画期間が終了する。

今後も引き続き計画的な定員管理を進め、少子高齢化の進行、人口減少社会の到来、多様化・複雑化する行政需要に的確に対応し、将来にわたり安定的な行政サービスの提供につなげていくため、新たな職員定員適正化計画を策定するもの。

(1) 主な内容

ア 基本方針

新たに策定する職員定員適正化計画では、本市が令和3年3月に策定した「石巻市行財政改革推進プラン2025」（令和5年11月改訂）の取組項目の1つである「職員数の適正化」は重要な取組であることから、適正な職員数の実現を目指す。

また、行政サービスの低下を招くことがないよう、令和7年度末で終期を迎える「石巻市人材

育成基本方針（第2次改訂版）」、「第2次石巻市人材育成基本計画」、「第5次石巻市職員研修計画」により職員の能力開発や資質向上を効果的に進めていくことも重要となることから、これらの計画策定においては、本計画の考え方を踏まえるものとする。

イ 計画期間

令和7年度～令和11年度（5年間）

ウ 目標とする職員数

① 定員適正化計画の対象職員

常勤職員とし、医療職及び教育職（高校教諭に限る。）を除いた一般職員（行政職・幼稚園職・労務職）を対象とする。

※任期付職員（短時間勤務）、再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を除く。

② 職員数の目標値

令和6年4月1日現在の職員数1,287人を基準とし、令和12年4月1日の職員数1,225人を目標とする。

(2) 今後の予定

令和7年1月 石巻市職員定員適正化計画策定

2月 市ホームページにて公表

[報告事項]

1 職員の仕事と育児・介護の両立支援制度の拡充等について（総務部）

少子高齢化が進展し、人口減少が加速している中、誰もが年齢や性別にかかわらず個性や能力を十分に発揮できる社会を実現することは一層重要な課題となっている。

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律」が令和6年5月31日に公布され、民間労働法制において、仕事と生活の両立支援が拡充されることとなった。

人事院においても同年8月8日に国会及び内閣に対して行った、「公務員人事管理に関する報告」の中で、「仕事と生活の両立支援の拡充」に係る項目が明記され、関係法令、関係規則の改正等により、対応する民間労働法制の施行（令和7年4月1日）から遅れることなく実施することとされている。

本市においても、国家公務員の勤務条件との均衡の原則に基づき、国家公務員に係る対応等を踏まえ、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度に関する周知の強化のほか、超過勤務の免除の見直し等を行うことにより、市職員が仕事と育児・介護の両立に必要な制度を選択できるよう支援するもの。

(1) 主な内容

ア 超過勤務の免除に係る対象範囲の拡大

対象となる職員の範囲を、3歳に満たない子のある職員から小学校就学の始期に達するまでの子のある職員に拡大する。

イ 配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等

職員が家族の介護を必要とする旨を申し出た場合における仕事と介護の両立支援制度等の個別の周知及び意向確認を行う。また、40歳に達した職員に対し、仕事と介護の両立支援制度等に関する情報提供を行う。

ウ 勤務環境の整備に関する措置

介護両立支援制度等に係る研修の実施、相談体制の整備及び勤務環境の整備等の措置を講じる。

エ 改正が必要となる条例

- ① 石巻市職員の勤務時間、休暇等に関する条例
- ② 石巻市職員の育児休業等に関する条例

(2) 今後の予定

令和7年2月 市議会第1回定例会に石巻市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について提案（施行予定年月日：令和7年4月1日）

2 石巻市消防団員の退職報償金に係る勤務年数区分の追加について（総務部）

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令が公布され、非常勤消防団員の処遇改善を図るため、消防団員等公務災害補償等共済基金又は指定法人が市町村に支払う消防団員退職報償金の勤務年数区分に、新たに「35年以上」の区分が追加されたことから、石巻市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例も同様の改正が必要となった。

勤務年数区分を追加することにより、退職報償金の支給について適正な運用を図るもの。

(1) 主な内容

退職報償金の支給区分を以下のとおり改める。（下線部分を追加）

別表（第2条関係）退職報償金支給額表

階 級	勤務年数						
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上 35年未満	<u>35年以上</u>
団長及び副団長 (地区団長)	円 239,000	円 344,000	円 459,000	円 594,000	円 779,000	円 979,000	円 <u>1,079,000</u>
副団長(地区副団長)	229,000	329,000	429,000	534,000	709,000	909,000	<u>1,009,000</u>
分団長	219,000	318,000	413,000	513,000	659,000	849,000	<u>949,000</u>
副分団長	214,000	303,000	388,000	478,000	624,000	809,000	<u>909,000</u>
部長及び班長	204,000	283,000	358,000	438,000	564,000	734,000	<u>834,000</u>
団員	200,000	264,000	334,000	409,000	519,000	689,000	<u>789,000</u>

(2) 今後の予定

令和7年2月 市議会第1回定例会に石巻市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について提案（施行予定年月日：令和7年4月1日）

3 石巻市シティプロモーションロゴマーク活用事業補助金の創設について（復興企画部）

本市の魅力を市内外に伝えること、また、東日本大震災からの復興に支援を頂いた全国の皆様への感謝の気持ちを伝えることを目的としたロゴマークを募集し、市民投票で最も得票数の多かった作品を、シティプロモーションで活用する石巻市のロゴマークとして決定した。

ロゴマークを活用したシティプロモーションを促進し、市内外へのロゴマークの認知度向上を図るもの。

(1) 主な内容

ア 交付対象者

市内に主たる事業所を有する企業・団体及び個人

イ 交付対象事業

ロゴマークを活用して本市の魅力や価値を発信する次の事業で、ロゴマークを目にする機会の拡大が見込まれるもの。

① 地場製品のパッケージや包装紙、紙袋、ステッカー、リーフレット等の製作

※地場製品とは、市内で生産される物品や提供されるサービスを指す。

② 市内の事業所や店舗に掲げる看板、壁面サイン等の製作

次の事業は対象外とする。

・名刺、ホームページ、ユニフォーム等の製作

・一時的に開催される行事の看板、リーフレットの製作 等

ウ 補助金額

1 事業者当たり上限100千円（補助率10/10以内）

エ 交付回数

1 事業者当たり1年度につき1回を限度とする。

オ 助成対象事業の決定について

書類審査でロゴマークの表示場所や波及効果等を判断して決定する。

カ 補助制度実施期間

ロゴマークが認知されるまで3年程度を見込み、令和9年度まで実施する。

(2) 今後の予定

令和7年2月 市議会第1回定例会に関係予算案について提案

3月 シティプロモーションロゴマーク活用事業補助金交付要綱の制定

（施行予定年月日：令和7年4月1日）

4月 事業開始（周知、申請受付）

4 石巻市離島通信環境整備助成事業補助金の創設について（復興企画部）

本市のオンライン環境の整備については、平成22年度に国の補助事業を活用し、高速な通信環境を提供することが困難とされた地区への対応を行い、その際に網地島、田代島については海底ケーブルの敷設を検討したが、受注者から事業費の確保だけでなく、工期の延長や環境への配慮などの課題も多く、実現は困難であると回答を受け、断念した経緯があり、本土との通信状況に格差が生じている。

光ファイバー網の整備が困難な状況の住民に対して、通信環境等の整備に係る経費を助成し、情報格差の解消を図る。

(1) 主な内容

1 補助対象者 田代島及び網地島に住所を有する世帯

2 補助対象経費 衛星通信機器の購入費用（設置費用も含む。）

3 事業費等 @60千円（概算設置経費。補助率10/10）×25世帯（島の世帯数の約1割）
＝1,500千円

4 その他

- ・設置後のランニングコストに関しては、設置者負担（月額約6千円）とする。

(2) 今後の予定

- 令和7年2月 市議会第1回定例会に関係予算案について提案
- 3月 石巻市離島通信環境整備助成事業補助金交付要綱制定
(施行予定年月日：令和7年4月1日)
- 4月 事業開始（周知、申請受付）

5 石巻市ごみ集積ボックス等設置事業費補助金の見直しについて（市民生活部）

本市では、ごみ集積所におけるカラス等の鳥獣によるごみの散乱防止を図るため、ごみ集積ボックス等を設置する町内会等に対し、令和2年度から補助金を交付してきた。

補助対象となるごみ集積ボックス等のうち、折りたたみ型については、コンパクトに保管できる利点はあるものの、収納できるゴミの容量が少なく、世帯数が多い町内会等が利用する場合、複数個の設置が必要となり、購入費用が補助額を大きく上回り、補助金による町内会等の費用負担軽減効果がボックス型に比べて低い状況となっている。

また、ボックス型、折りたたみ型に関わらず、近年の物価高騰を背景に、ごみ集積ボックス等の購入単価が上昇しており、町内会等が負担する購入費用が増加している

補助限度額を増額することで、町内会等の費用負担軽減を図るもの。

(1) 主な内容

- ・石巻市ごみ集積ボックス等設置事業費補助金交付要綱の一部改正
ボックス型及び折りたたみ型の補助限度額を下記のとおり増額し、統一する。

		改正	現行
補助率		1 / 2	
補助限度額	ボックス型	<u>100,000円</u>	<u>85,000円</u>
	折りたたみ型		<u>28,000円</u>

(2) 今後の予定

- 令和7年2月 市議会第1回定例会に関係予算案について提案
- 3月 石巻市ごみ集積ボックス等設置事業費補助金交付要綱の一部改正
(施行予定年月日：令和7年4月1日)
- 4月 事業開始（周知、申請受付）

6 不法投棄等監視カメラの貸与について（市民生活部）

以前から、ごみ集積所における違反ごみや不法投棄等が問題となっており、それら行為は利用者や通行人が少ない夜間や早朝の時間帯が多いことから、ごみ集積所を管理する町内会等より監視カメラの貸与要望が寄せられている。

自治会等によるごみ集積所の適正管理を支援し、ごみ集積所における違反ごみや不法投棄等の防止及び解消を図るため、自治会等に対し市が所有する監視カメラの貸与を行うもの。

(1) 主な内容

監視カメラの貸出方法や収集した画像等に関するルールを定め、自治会等に対し貸与する。

ア 貸出方法について

- ① 台 数：22台（うち、新規購入予定20台）
- ② 貸与対象者：市内の自治会等（自治会、町内会、行政組織、地縁団体）
- ③ 貸与の期間：3か月以内。ただし、継続監視の必要がある場合は1回に限り、3か月以内の期間において貸与期間を延長することができる。

イ 収集した画像の取扱について

個人情報保護に関する法律の規定により取り扱うこととするほか、不法投棄等に関する情報が無い場合は14日以内に消去することや画像の閲覧者は自治会等の構成員のうち市であらかじめ指定した者とするなど、独自の規程も整備する。

(2) 今後の予定

- 令和7年2月 市議会第1回定例会に関係予算案について提案
- 3月 石巻市不法投棄等監視カメラの貸与に関する要綱制定
(施行予定年月日：令和7年4月1日)
- 4月 事業開始（周知、申請受付）

7 産後ケア事業の拡充について（保健福祉部）

令和3年度から実施している本事業は、年々利用者数が増加傾向にある他、利用者等から利用期間の延長や利用回数の増加を望む声が高まっている。

また、本県においては令和6年4月から、県内の産婦の利便性向上に向けた取組として、県内の市町村と宮城県医師会及び宮城県助産師会との集合契約を締結することにより、契約に参加した県内の医療機関及び助産機関が利用可能となる県内での広域的な利用環境が整った。

事業を拡充することにより、利用者の利便性向上と効果的な事業の推進を図るもの。

(1) 主な内容

種 別	改正	現行
対 象 者	市内に住所を有する <u>生後1年未満</u> の乳児を養育する産婦で、 <u>産後ケアを必要とするもの。</u>	市内に住所を有する <u>生後5か月未満</u> の乳児を養育する産婦で、 <u>産後ケアを必要とするもの。</u>
事業類型	<u>宿泊型、通所型、訪問型</u>	通所型
事業内容	変更なし	①母親の身体的ケア及び保健指導 ②母親の心理的ケア ③適切な授乳を実施するためのケア（乳房マッサージを含む。） ④育児の手技についての具体的な指導及び相談
利用回数	<u>宿泊型（1泊2日）、通所型（3回）、訪問型（2回）</u>	<u>産婦1人につき1回まで</u>
利用月齢	<u>生後1年未満</u> の乳児まで	<u>生後5か月未満</u> の乳児まで

自己負担	事業類型の細別毎に次項のとおり設定する。	<u>1,000円</u>
事業形態	変更なし	市が適切な事業運営を確保することができると認める団体（非営利活動法人等）に業務委託。

<事業類型毎の自己負担額>

No.	事業類型		自己負担額
	類型	時間	
①	宿泊型	1日あたり	3,000円
②	通所型	1日（5時間～6時間）	1,800円
③		半日（3時間）	1,000円
④		2時間	700円
⑤	訪問型	4時間	1,500円
⑥		3時間	1,200円
⑦		2時間	1,000円

※双子など、多胎児の2人目以降1人当たりの自己負担については全額免除とする。

(2) 今後の予定

- 令和7年2月 市議会第1回定例会に関係予算案について提案
3月 石巻市産後ケア事業実施要綱の一部改正（施行予定年月日：令和7年4月1日）
4月 公益社団法人宮城県医師会及び一般社団法人宮城県助産師会と集合契約締結
集合契約に参画しない市内事業所等と個別契約締結
事業開始（周知、申請受付）

8 带状疱疹ワクチンの定期接種化について（保健福祉部）

带状疱疹は、「水ぼうそう」の感染後、潜伏しているウイルスが加齢等による免疫力の低下により発症する皮膚の痛みを特徴とする疾患で、50歳代以降で罹患率が高くなり、70歳代でピークとなる。

令和6年12月18日の国の審議会の予防接種基本方針部会において、予防接種法のB類疾病に位置付け、带状疱疹ワクチンを令和7年4月1日から定期接種の対象とすることが方針決定された。

带状疱疹の発症及び重症化を予防することで、高齢者等の健康保持及び増進を図る。

(1) 主な内容

【対象者】

ア：65歳の高齢者

イ：60～64歳で、ヒト免疫不全ウイルス（HIV）による免疫の機能に障害があり、日常生活がほとんど不可能な方

※5年間の経過措置として、5歳年齢ごと（70、75、80、85、90、95、100歳）を位置付ける。経過措置を行う場合、100歳以上の者については、定期接種開始初年度に限り全員を対象とする。

【ワクチン・接種方法等】

用いるワクチン	種類	接種回数	おおよその接種費用
乾燥弱毒性水痘ワクチン	生ワクチン	1回	10,000円前後（1回分）
乾燥組換え帯状疱疹ワクチン	不活化ワクチン	2回	45,000円前後（2回分）

※接種費用については、今後医師会との協議により決定する。

【自己負担額】

用いるワクチン	接種費用見込み （1回分）	自己負担額	市負担額	自己負担率
乾燥弱毒性水痘ワクチン	10,000円	4,000円	6,000円	40.0%
乾燥組換え帯状疱疹ワクチン	22,500円	10,000円	12,500円	44.4%

《参 考》

ワクチン名	接種費用	自己負担額	市負担額	自己負担率
インフルエンザ	5,610円	1,500円	4,110円	26.7%
新型コロナウイルス	※7,000円	3,000円	4,000円	42.8%
高齢者肺炎球菌	8,690円	4,000円	4,690円	46.0%

※新型コロナウイルスについて、令和6年度はワクチン生産体制等緊急整備基金管理団体から、1件当たり8,300円の助成金あり（接種費用15,300円－助成金8,300円＝7,000円）。

【自己負担金の免除対象者】

生活保護法による被保護世帯に属する者

【石巻市予防接種費用助成要綱に基づく助成】

対象者：接種対象者で、入院、施設入所等の理由により、市の指定する医療機関以外において自己負担により接種を受けた者

助成額：本市設定自己負担額との差額（医師会と契約締結した委託料を上限）

(2) 今後の予定

令和7年 2月 市議会第1回定例会に関係予算案について提案

石巻市医師会及び桃生郡医師会と協議（契約は令和7年度）

3月 政省令の改正

石巻市帯状疱疹ワクチン予防接種実施要綱の制定（施行予定年月日：令和7年4月1日）

石巻市予防接種費用助成要綱の一部改正（施行予定年月日：令和7年4月1日）

4月 接種開始予定

9 石巻市老人クラブ等活動費補助金の見直しについて（保健福祉部）

老人福祉法第13条第2項の規定に基づき、高齢者の健康増進と生きがいの高揚を図るため、老人クラブ及び老人クラブ連合会に対して補助金を交付しているが、クラブ数及び会員数は年々減少しており、役員の担い手が不足するとともに、老人クラブの規模により会員1人当たりの補助金額の不均衡が生じている。

また、石巻市老人クラブ連合会の上位組織である宮城県老人クラブ連合会において、負担金の額を令和6年度分から増額することとなった。

円滑な自主的活動を支援し会員数の増加を図るため、クラブの規模による補助金額の不均衡を緩和するとともに、上位組織に対する負担金増額の影響を軽減するため石巻市老人クラブ連合会に対する補助金額を増額するもの。

(1) 主な内容

各老人クラブ1人あたり補助金額の不均衡を緩和するため、均等割・会員割による交付額に改め、併せて、宮城県老人クラブ連合会費の改定分を見直すもの。

1. クラブ分

(改正) (円)		(現行) (円)	
区分	補助金額	会員数	補助金額
均等割額	20,000	10人以上 35人未満	34,000
会員割額	1,500	35人以上 70人未満	50,000
		70人以上 100人未満	60,000
		100人以上	70,000

(円)

	改正	現行
最大格差(1人あたり)	1,623 (1.9倍)	2,457 (3.6倍)
平均交付額(1人あたり)	2,351	1,558

2. 連合会分

(地域の老人クラブを基に市区町村、都道府県、全国の老人クラブ連合会が組織されている)

(円)

	改正	現行
基本割	1,143,000	1,143,000
会員割(人)	230	150

(2) 今後の予定

令和7年 2月 市議会第1回定例会に関係予算案について提案
3月 石巻市老人クラブ等活動費補助金交付要綱の一部改正
(施行予定年月日 令和7年4月1日)

10 寝具洗濯乾燥消毒サービス事業の利用料金等の見直しについて(保健福祉部)

在宅の高齢者で、老衰、心身の障害、傷病等により衛生管理が困難な者に対し、寝具の洗濯、乾燥及び消毒のサービスを行い、高齢者の衛生的な在宅生活を支援している。要綱に定めのある利用料金、委託料、利用者負担額は、消費税改定時等も据え置いてきたが、物価高騰への対応のため見直す必要が生じている。

物価高騰等に対応した、適正な利用料金等に改めるもの。

(1) 主な内容

利用区分	(税込)		
	利用料金 (1)	委託料 (2)	利用者負担額 (1) - (2)
寝具の洗濯、乾燥 及び消毒	6,600円 (+1,140円)	5,940円 (+1,020円)	660円 (+120円)
寝具の乾燥及び消毒	4,400円 (+935円)	3,960円 (+835円)	440円 (+100円)

※利用者負担は1割相当

(現行)

寝具の洗濯、乾燥 及び消毒	5,460円	4,920円	540円
寝具の乾燥及び消毒	3,465円	3,125円	340円

(2) 今後の予定

令和7年2月 市議会第1回定例会に関係予算案について提案

3月 石巻市寝具洗濯乾燥消毒サービス事業実施要綱の一部改正
(施行予定年月日：令和7年4月1日)

4月 市報、市ホームページ等による周知

令和7年度分の事前申請者に対して個別周知

1 1 石巻市地域医療介護総合確保事業（介護施設等の整備に関する事業）補助金の見直しについて （保健福祉部）

介護施設等の整備については、各都道府県に地域医療介護総合確保基金が設置され、県及び市が制定した補助金交付要綱に基づき補助金を交付している。

国が令和6年10月8日付けで地域医療介護総合確保基金管理運営要領の一部を改正したことを受け、県から、10月21日付けで補助単価等の見直しを含めた改正内容について通知された。

安定した質の高いサービスを提供するための体制整備を支援するとともに、高齢者等が住み慣れた地域で生活を継続できるよう基盤整備を推進する。

(1) 主な内容

石巻市地域医療介護総合確保事業（介護施設等の整備に関する事業）のうち、以下の3事業について、県の改正と同様に、近年の建設コストの高騰等を踏まえ、補助単価を引き上げる。また、補助対象経費の拡充を行い、従来から規定されている介護保険事業計画に基づく新規整備のほか、県の要綱では既に規定されている改築や移転新築等についても対象とする。

ア 地域密着型サービス等整備助成事業

イ 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

ウ 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業

(2) 今後の予定

令和7年1月 石巻市地域医療介護総合確保事業（介護施設等の整備に関する事業）補助金交付要綱の改正（令和6年度中に実施する事業に係る補助金に遡及適用）

2月 市議会第1回定例会に関係予算案について提案

1 2 親子関係形成支援事業の実施について（保健福祉部）

令和6年4月1日、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充等に係る児童福祉法等の一部を改正する法律が施行された。改正法に基づき、親子の適切な関わり方を学習することによって健全な親子関係の形成を支援し、児童虐待を未然に防ぐための「親子関係形成支援事業」が新設される旨、国から通知があった。

子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、親子関係を形成するために必要な支援

事業を実施することにより、親子間における適切な関係性の構築を図るもの。

(1) 主な内容

ア 事業内容

児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身につけるため、当該保護者に対して、講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたペアレント・トレーニング等を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報交換ができる場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行う。

イ 対象者

市内に居住する18歳未満の児童の保護者であって、親子の関係性や児童の関わり方等に不安を抱えている者等

ウ 実施方法等

ペアレント・トレーニングの研修受講歴又は資格を有する事業者等に委託し、年2回、以下のプログラムを実施する。

定員：10名程度

内容：ワークショップ等の講座

回数：1回あたり約90分～120分の講座を9回程度

参加費：無料

(2) 今後の予定

令和7年 2月 市議会第1回定例会において関係予算案について提案

3月 親子関係形成支援事業実施要綱制定（施行年月日：令和7年4月1日）

4月 業務契約及び事業実施の周知

8月 利用申請の受付開始

13 石巻市こどもまんなか推進事業の実施について（保健福祉部）

こども基本法において、「こどもの意見を表明する機会の確保」と「こども等の意見の反映」について規定されたほか、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を目指したこども大綱が閣議決定されたことで、これまで以上に、こども・若者・子育て当事者等の声や意見、視点を踏まえたこども等に関係する計画策定、施策の推進が求められている。

全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸福な状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会を目指すとともに、地域への愛着（シビックプライド）の醸成を図り、本市へ住み続けたいと思うこども・若者の増加につなげるもの。

(1) 主な内容

こども・若者からの意見聴取等について、以下の取組を実施する。

ア 対面版

こども・若者委員によるワークショップ等（8回程度）を実施する。

（委員：市内在住・在学・在勤の小学4年生から39歳までの方20名程度）

イ デジタル版

こども・若者等がいつでも意見が言えるオンライン環境を整備する。

ウ こども・若者企画実現プロジェクト

こどもや若者が自ら企画・立案する「こどもまんなかアクション」の実現を支援する。

(2) 今後の予定

- 令和7年 2月 市議会第1回定例会において関係予算案について提案
3月 石巻市こどもまんなか推進事業実施要綱制定
(施行予定年月日：令和7年4月1日)
4月 市ホームページやSNS等により周知

14 金華山航路定期運航支援事業費補助金の創設について（産業部）

日本遺産「みちのくGOLD浪漫」に「金華山道」及び「金華山詣」が追加認定され、近年、金華山への観光客数は増加傾向にある一方で、鮎川港と金華山との間を運航する定期船については、東日本大震災後、地元の2事業者で構成する金華山航路事業協同組合が4月から11月の土曜日、日曜日及び祝日のみ定期運航しており、定期船の運航日以外は同組合を構成する2事業者がそれぞれ小型の海上タクシーを運航している。

しかし、小型の海上タクシーは5人以上での利用であり、乗り合いでの人数が5人に満たない場合は貸し切り運航となることから、費用負担が大きく少人数での渡島を諦める観光客もいる状況である。

金華山への定期船の運航日数を増やし、安定的な運航を確保することで、観光客の利便性向上と観光地としてのイメージアップに繋げるほか、これまでの金華山観光に加え、日本遺産としての文化、歴史を継承するとともに、本市の観光資源である金華山の認知度を向上させ、更なる観光客数の増加を図るもの。

(1) 主な内容

市内事業者が、金華山航路事業協同組合への委託により定期船を運航する場合、以下のとおり支援する。

- ア 補助対象経費 4月から11月の期間のうち、金華山航路事業協同組合が定期船を運航していない日における、増便分に係る運航委託料と利用者から徴収した運賃に生じた差額
イ 補助金の額 補助対象経費の2分の1に相当する額

(2) 今後の予定

- 令和7年2月 市議会第1回定例会に關係予算案について提案
3月 金華山航路定期運航支援事業費補助金交付要綱制定
(施行予定年月日：令和7年4月1日)
4月 事業開始（周知、申請受付）

15 石巻市物産展等参加支援補助金の創設について（産業部）

市内事業者が、本市特産品等のPRと販売促進を図るために首都圏等の県外で開催される物産展等に参加しようとした際に、出展料や交通費等の経費が負担となり、出展を見合わせるケースが見受けられることから、出展事業者の負担を軽減し、物産展等への参加を促すような支援が求められている。

物産展等に参加する事業者に対し、参加に要する経費の一部を支援することにより事業者の参加を促し、地域経済の活性化を図る。

(1) 主な内容

ア 補助対象者

市内に事務所を有する事業者又は事業者等で組織する団体等

イ 補助対象経費

出展料、参加に伴う旅費（ガソリン代、有料道路代を含む）、宿泊費、運搬費等

ウ 補助金額

補助対象経費合計額の2分の1以内（1補助対象事業につき10万円を限度）

エ 交付回数

1事業者につき年度内2回を上限とする。

ただし、石巻市又は石巻市依頼により観光協会を通じて要請のあった物産展等への参加は回数に含めない。

なお、東日本大震災で落ち込んだ地域経済活性化を目的に制定した「石巻市物産展等開催・参加支援事業補助金交付要綱」については廃止する。

(2) 今後の予定

令和7年2月 市議会第1回定例会に関係予算案について提案

3月 石巻市物産展等参加支援補助金交付要綱制定

（施行予定年月日：令和7年4月1日）

4月 事業開始（周知、申請受付）

16 陸上養殖システム導入支援事業費補助金の創設について（産業部）

地球温暖化や黒潮の大蛇行等により、宮城県内の海水温はこれまでに比べ高温で推移していることから、近年、海洋環境の影響を受けにくい陸上養殖への期待が高まっている。

本市における陸上養殖の普及促進を図るもの。

(1) 主な内容

ア 対象者

市内において陸上養殖を開始しようとする事業者

イ 補助対象経費

① 陸上養殖に必要なシステムを構成する機器の導入費

② 陸上養殖システムに係る運営費の削減に繋がる機器の導入費

※ただし、(1)と併せて導入する場合に限る。

ウ 補助金の額

補助対象経費の1/2以内とし、1事業者あたり3,000千円を上限とする。

(2) 今後の予定

令和7年2月 市議会第1回定例会に関係予算案について提案

3月 陸上養殖システム導入支援事業費補助金交付要綱制定

（施行予定年月日：令和7年4月1日）

4月 事業開始（周知、申請受付）

17 石巻市産木材利用住宅促進事業補助金の創設について（産業部）

人件費や物価の高騰に伴う住宅整備コストの上昇により、建築件数が減少し、木材需要についても減少している。

また、本市には、国内有数の木材加工企業やその企業へ原木を提供する林業者が立地しており、木材需要の低迷は、本市の木材産業界に大きな影響を及ぼしている。

合板等の建築資材の需要拡大を図るとともに市内の森林資源の活用を促進するもの。

(1) 主な内容

- 1 対象者 以下の全ての基準を満たし、市内に住宅を新築する施主
 - ・自らの居住用として、市内に新築する一戸建て木造住宅。
 - ・梁や柱などの主要構造部材全体の50%以上に市産木材を使用し、かつ、主要構造部材全体の40%以上に市産の優良品やぎ材又は市産のJAS製品を使用する住宅。
 - ・市内に本社を有し、建設業法の許可を受けている業者が施工する住宅。
 - ・事業実施年度の3月31日までに主要構造部材の施工が完了し、市産木材等の使用量と現地確認が可能な住宅。
- 2 補助対象経費 市産木材を使用した、木造住宅建築に係る資材費の一部
- 3 補助金の額 梁や柱などの主要構造部材として使用した市産木材1㎡当たり14,000円、その内、市産の優良品やぎ材又は市産のJAS製品を使用する部分は、1㎡当たり4,000円を加算し、18,000円とする。
※1棟当たりの上限を25万円とする。

(2) 今後の予定

- | | |
|---------|---|
| 令和7年 2月 | 市議会第1回定例会に係る予算案について提案 |
| 3月 | 石巻市産木材利用住宅促進事業補助金交付要綱制定
(施行予定年月日：令和7年4月1日) |
| 4月 | 事業開始（周知、申請受付） |

18 石巻市文化芸術支援事業補助金の創設について（教育委員会）

文化芸術活動は、主体的な体験により自信が高まり、精神的な活力が向上する効果があり、東日本大震災以降、本市においても様々な団体・企業の支援により文化芸術活動が行われ、心の復興に寄与してきたところであるが、活動資金の問題から事業継続が困難な状況となってきた。

市民参加型の文化芸術事業を支援することにより、文化芸術に参加する機会を提供するもの。

(1) 主な内容

ア 補助対象事業及び交付対象者

補助対象事業	交付団体
カンタータ大いなる故郷石巻	カンタータ大いなる故郷石巻公演実行委員会
石巻第九	石巻第九実行委員会

イ 補助対象経費

補助対象事業に直接必要な経費とし、次に掲げる経費は除くものとする。

- ① 事業運営に関わるスタッフ等への日当及び費用弁償
- ② 懇親会及び飲食に係る経費（当日の弁当及びお茶代金並びに準備会議のお茶代金は除く。）
- ③ 他団体等への負担金や補助金等の資金援助
- ④ 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるもの

ウ 補助金額

対象経費の1/2以内の額とし、上限額は予算の範囲内とする。

(2) 今後の予定

令和7年 2月 市議会第1回定例会に関係予算案について提案

3月 石巻市文化芸術支援事業補助金交付要綱の制定

（施行予定年月日：令和7年4月1日）

【その他】

○東日本大震災石巻市追悼式について（総務部）

○市内各学校における感染症の発生状況について（宍戸教育長）

以上